



# 島根県報

平成28年1月26日（火）

第2,770号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
農用地利用配分計画の認可	（農業経営課）	2
換地処分（2件）	（農村整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（中小企業課）	3

### 【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（3件）	（中小企業課）	6
------------------------------	---------	---

### 【特定調達公告】

簡易型電子線量計調達業務に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	8
----------------------------	------------	---

**告 示****島根県告示第58号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社テーリング	通所介護	通所介護事業所みずほ	出雲市灘分町239番地6	平成28年 1月21日
	介護予防通所介護	の里 らいと		

**島根県告示第59号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 オーサン	邑智郡川本町大字南佐木282-1	邑智郡川本町大字湯谷597-1外9筆

## 2 認可年月日

平成28年 1月26日

**島根県告示第60号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年 1月15日付けで県営土地改良事業に係る益田地区大屋形工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第61号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年 1月15日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区清田工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第62号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ラビタ本店 島根県出雲市今市町87

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

**(3) 変更した事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) いずも農業協同組合 代表理事組合長 米原 稔 島根県出雲市今市町95番地

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

**(4) 変更の年月日**

平成27年3月1日

**2 届出年月日**

平成28年1月15日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

**4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等****(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

**(2) 意見書に記載すべき事項**

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

**(3) その他**

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第63号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタはまやま店 島根県出雲市松寄下町296-1 外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) いずも農業協同組合 代表理事組合長 米原 稔 島根県出雲市今市町95番地

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

##### (4) 変更の年月日

平成27年 3月 1日

#### 2 届出年月日

平成28年 1月15日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70)

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第64号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタひらた店 島根県出雲市平田町7137

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ラピタひらた店・グリーンセンターひらた 島根県平田市平田町中ノ島区画整理事業7街区

(変更後) ラピタひらた店 島根県出雲市平田町7137

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) いずも農業協同組合 代表理事組合長 米原 稔 島根県出雲市今市町95番地

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成27年11月13日

(3)イ：平成27年3月1日

2 届出年月日

平成28年1月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第65号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタきた店 島根県出雲市高岡町1279-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) いずも農業協同組合 代表理事組合長 米原 稔 島根県出雲市今市町95番地

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

## (4) 変更の年月日

平成27年3月1日

## 2 届出年月日

平成28年1月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタ本店 島根県出雲市今市町87

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

## 3 承継の年月日

平成27年3月1日

## 4 承継前に届出をした者の名称及び住所

いずも農業協同組合 島根県出雲市今市町95番地

## 5 承継の理由

J A合併のため

## 6 承継に係る店舗面積

7,690平方メートル

## 7 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタはまやま店 島根県出雲市松寄下町296-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

## 3 承継の年月日

平成27年 3月 1日

## 4 承継前に届出をした者の名称及び住所

いずも農業協同組合 島根県出雲市今市町95番地

## 5 承継の理由

J A合併のため

## 6 承継に係る店舗面積

1,827平方メートル

## 7 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタひらた店 島根県出雲市平田町7137

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県松江市殿町19-1

## 3 承継の年月日

平成27年 3月 1日

## 4 承継前に届出をした者の名称及び住所

いずも農業協同組合 島根県出雲市今市町95番地

## 5 承継の理由

J A合併のため

## 6 承継に係る店舗面積

1,806平方メートル

## 7 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

---

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特例役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
簡易型電子線量計調達業務 65基
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機株式会社中国支社 支社長 猫沖 誠一 広島市中区銀山町14番18号
- 5 落札金額  
64,584,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成27年10月9日